

2020年4月7日

会員各位
所属長各位

一般社団法人 千葉県病院薬剤師会
会 長 仲佐 啓詳
薬学教育委員長 佐野 君芳

薬学教育委員会より

「緊急事態宣言」発令時の実務実習対応について

日頃より、薬学実務教育への高い関心とご理解、及び実務実習へのご尽力を深く感謝致します。さて、5月25日より開始予定の第Ⅱ期の実務実習に向けて準備を進めている頃かと思えます。また、各施設では昨今の新型コロナウイルス（COVID19）感染症の拡大への対応で追われているものと思えます。

つきましては、関東地区調整機構より実務実習に関して、政府による「緊急事態宣言」発令時における実務実習に関するお願いの文書が届きましたので、お知らせ致します。

（以下、要約を記しますが、詳細は添付書類をご確認ください。尚、本内容は大学に発信された対応方針です。病院側としてもご理解いただき、ご協力の程、お願いいたします。）

緊急事態宣言が発令された区域等では原則、実習を中断し、遠隔学習へ切り替える。

1. 中断期間は発令期間とする。
2. 中断中は大学が課題を出すなどの遠隔学習（自宅学習）を実施する。
3. 中断中は、自宅待機を徹底し感染予防対策（3密回避等）の指導を行う。

尚、この文書につきましては、病院薬剤師会のみではなく、関東地区調整機構所属の大学及び薬剤師会にも通知されております。詳細は添付の資料をご確認ください。

所属長におかれましては、お忙しいことと思いますが、会員各位への周知を、よろしくお願い致します。

以上